



乳幼児用ハイローラックの認定基準及び基準確認方法

財団法人製品安全協会制定・17安全業第091号 2005年11月01日

序文

この認定基準及び基準確認方法は、財団法人製品安全協会が以下の安全管理委員会専門部会で改正し、ガットスタンダードコード及びWTO/TBT協定 附属書3に基づく海外通報手続きを経た上で、制定された製品安全基準とその評価方法である。

この認定基準及び基準確認方法は、適合性評価手続き（SGマーク制度）の適用を受けるものであって、製造物責任法等のいかなる他法令の適用が除外されるものではない。

財団法人製品安全協会は、この認定基準及び基準確認方法の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起すると共に、これらの知的所有権出願に係わる確認について責任はもたない。

財団法人製品安全協会の許可なしに、この認定基準及び基準確認方法の一部又は全部を電子的又は機械的な（写真、マイクロフィルムを含む。）いかなる様式又は手段により、複製又は利用してはならない。

乳幼児用ハイチェア専門部会* 専門委員名簿

(五十音順)

	氏名	所属
(部会長)	加藤 忠明	国立成育医療センター研究所
	朝生 泰正	コンビ 株式会社
	安養寺 祐子	財団法人 日本消費者協会
	池田 知之	SGSジャパン 株式会社
	大谷 伸一	財団法人 日本文化用品安全試験所
	小林 肇	独立行政法人 産業技術総合研究所
	柴田 貴司	株式会社 イトーヨーカ堂
	清水 喬雄	経済産業省商務情報政策局製品安全課
	鈴木 三枝子	東京都地域婦人団体連盟
	関 貴与	株式会社 ショーワプロダクツ
	竹内 貞民	全国ベビー&シルバー用品連合会
	新美 健太郎	株式会社 カトージ
	樋口 恭司	経済産業省製造産業局日用品室
	藤本 嘉一	アップリカ葛西 株式会社
	松本 浩司	独立行政法人 国民生活センター
	室伏 公夫	財団法人 電気安全環境研究所
(関係者)	ロベルト ペーロ	イタリア貿易振興会
(事務局)	財団法人 製品安全協会	業務グループ

* : 当該基準は、当初「乳幼児用ハイチェアの認定基準及び基準確認方法」の改正の範囲内で検討を開始し、最終的な基準作成もこの専門部会で行われたため、この専門部会名称が示される。

乳幼児用ハイローラックの認定基準及び基準確認方法
Approval Standard and Standard Confirmation Method of Rack for
Infants and Children

1 基準の目的

この基準は、検討当時における既存の事故やクレーム等を基礎として、意図される使用と合理的に予見される誤使用を考慮し作成された乳幼児用ハイローラックの安全性品質及び誤使用防止のための表示の規格である。

なお、ここでいう安全性品質とは、使用する乳幼児及び保護者が正常に使用する範囲内で、傷害の可能性を最小限にすることを目的とした当該基準に示される要件をいう。

2 適用範囲

この基準は、新生児時期からおすわりができるまで（標準として生後7月まで）の乳児が身体保持機構を装着した姿勢で横になって使用し*1、高さ調節機構及び揺動機構の両方を有した一般家庭の室内用の一人用乳幼児用ハイローラック（以下「ラック」という。）について適用する。

なお、ここでいうラックには、おすわりができるようになってから最高48月*2まで乳幼児用ハイチェアとしても使用できる機能（以下「いす兼用タイプ」という）を有したものを含むが、カーシート、クーハン、乳幼児用テーブル取付けいす又は一人乗りぶらんこととして使用できる機構を有したものは含まない。

*1 ラックは、寝返りができるベッドの大きさを有していない。

*2 ここでいう最高48月までとは、厚生労働省雇用均等・児童家庭局「平成12年度 乳幼児身体発育調査報告書」に示される3年6月～12月までの97パーセンタイルを参考とした体重18.7 kg が対応しており、この体重を基礎として以下の3. 安全性品質の2 強度、3 安定性等の規定を定めている。そのため、48月以下の適用年齢を対象とした製品の場合、強度等の試験で用いる重錘質量等の基準値は、検査マニュアルで示す対応する基準値に換算して適用する。

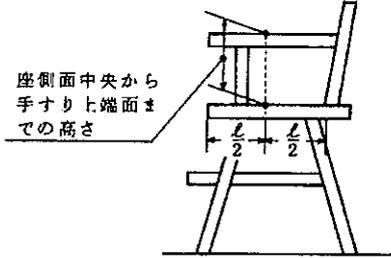
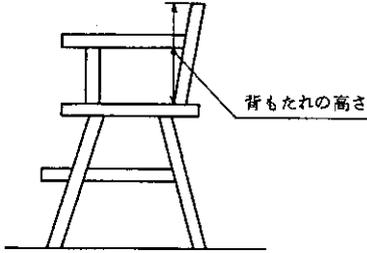
3 安全性品質

ラックの安全性品質は、次のとおりとする。

表 1

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
1 外観、構造及び寸法	<p>1 ラックの外観、構造及び寸法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 各部の組付けが確実であること。</p> <p>(2) 仕上げは良好で、身体が触れる部分には傷害を与えるようなばり、先鋭部等がないこと。</p>	<p>1 (1) 目視、触感等により確認すること。</p> <p>(2) 目視、触感等により確認すること。</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(3) 外部に現れるボルト・ナット等の先端は著しく突出していないこと。</p> <p>(4) 乳幼児の手足の届く範囲に5mm 以上13mm 未満の傷害を与えるおそれがあるすき間がないこと。ただし、深さ5mm 未満のすき間はこの限りでない。</p> <p>(5) いす兼用タイプにあっては、ハイチェア時の床面から座前縁中央までの高さは 450 mm 以上600 mm 以下であること。 なお、高さ調整ができ、乳幼児の足が接地するものにあつては（以下「小いす兼用タイプ」という）、最低高さ時の床面から座前縁中央までの高さは260 mm 以下であること。</p> <p>(6) シート部の側壁面、又はいす兼用タイプにあってはいす時の手すり高さは、150mm 以上であること。</p>	<p>(3) 目視、触感等により確認すること。</p> <p>(4) 栓ゲージ等により確認すること。 なお、ここでのいう傷害を与えるおそれがあるすき間には、可動部のすき間を含むものとする。正常な状態で使用している乳幼児の手指の届く範囲であつて、通常の操作や可動によって生じる可動部に、栓ゲージ等を挟み込むすき間がないことを確認するものとする。</p> <p>(5) 製品を水平、平坦な床面上に置き（以下、特に指定のない場合は同様とする。）、スケール等により測定して確認すること。</p> <div data-bbox="890 1131 1252 1422" data-label="Image"> <p style="text-align: center;">床面から座前縁中央までの高さ</p> </div> <p style="text-align: center;">図1 座の高さ</p> <p>(6) ラック状態時の座と背もたれの接点位置における側壁の高さをスケール等により測定して確認すること。ただし、いす兼用タイプにあっては、いす状態（リクライニング式のものにあつては最も背を立てた状態）時の手すりの前後方向の中央部位の高さを確認すること。</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(7) 頭部がすり抜けないヘッドレスト構造を有すること。</p> <p>(8) いす兼用タイプにあつては、いす時の背もたれの高さは 300 mm 以上であること。</p>	<p>なお、シート部が柔軟材料等で覆われているものにあつては、左右方向の中央位置に、幅 50mm 長さ50mm のあて板を介して質量5kg の重錘を載せ、あて板の底面からの高さで計測すること。</p>  <p>座側面中央から手すり上端面までの高さ</p> <p>l: 座中央前縁から座面と背もたれ接触中央部までの寸法</p> <p>図2 手すりの高さ</p> <p>(7) ラック状態（リクライニング式のものにあつては、最も寝かした状態とする）の製品に対し、質量5kg、先端半球50R、円柱長さ220mm のアルミニウム合金製頭部ダミーを背もたれ部位に載せ、ヘッドレスト中央部に先端部が接するように設置する。この状態で、50N の力で押しつけ、頭部ダミーがヘッドレストから抜けないことを確認すること。</p> <p>(8) 背を最も立てたいす状態とし、スケール等により測定して確認すること。</p>  <p>背もたれの高さ</p> <p>図3 背もたれの高さ</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(9) いす兼用タイプにあつては、足乗せ上面から座前縁中央までの高さは、250mm 以下であること。</p> <p>(10) 身体保持機構を有していること。</p>	<p>(9) スケール等により測定して確認すること。ただし、座面に軟質材料等が施されているものにあつては、座面前縁中央部に木製あて板（幅50mm 長さ50mm を標準とする。）を置き、あて板に質量5kg の重錘を載せた状態で、^{足乗せ上}床面からの高さを測定すること。</p> <div data-bbox="874 622 1273 936" data-label="Image"> <p style="text-align: center;">足乗せ上面から座中央前縁までの高さ</p> </div> <p style="text-align: center;">図 4 座—足乗せの高さ</p> <p>(10) 肩ベルト、シートベルト及び股ベルトを装備していることを目視等により確認すること。ただし、いす兼用タイプにあつては、いす時の身体保持機構は、①股ベルト（股フレームの場合を含む）及びシートベルト、又は②股ベルト（股フレームの場合を含む）＋前枠（テーブルと兼用の場合を含む）のいずれかの機構も有することを確認すること。</p> <p>また、これらが、正常に取り付けられた状態で、以下をスケール等により測定して確認すること。</p> <p>a) シートベルトの幅は、25mm 以上であること。</p> <p>b) 肩ベルトの幅は、15mm 以上であり、首部が吊られるようなたろみ構成されないものであること。</p> <p>また、いす兼用時など肩ベルトを使用しない場合は、取り外せるなどできる機構であること。</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(14) 揺動機構を有するものにあつては、揺動しないためのストッパ機構を有していること。</p> <p>(15) 電動で揺動するものにあつては、15分以上連続して稼働しないよう、自動停止機構を有すること。</p> <p>(16) 電動で揺動するものにあつては、手などが触れることによって揺動が制約された場合、揺動が停止すること。かつ、停止によって加熱することがない機構であること。</p>	<p>kg のいずれか重い方の重錘を載せた状態で、プッシュプルゲージ等により測定して確認すること。</p> <p>また、操作部位が左右等の2カ所に分かれているものにあつては、最も高い状態に調節した状態で、表示最大使用体重の1.5倍又は質量30kg のいずれか重い方の重錘をシート上にほぼ均等に載せた状態で、一方の操作部を解除し、高さ調節機構部に滑りやもう一方の解除等がないことを目視により確認すること。</p> <p>(14) 操作等により確認すること。</p> <p>(15) 操作等により確認すること。</p> <p>(16) 操作等によって確認すること。</p> <p>なお、加熱する可能性にあつては、定格周波数に等しい周波数の定格電圧を加え、5分間以上連続運転させた後、揺動を5分間強制的に停止させ、製品外郭部の温度を熱電対等により測定し、外郭が金属製のものにあつては55℃以下、他の材料製のものは70℃以下であることを確認すること。ただし、試験室の標準状態は、温度20℃±5℃とする。</p>

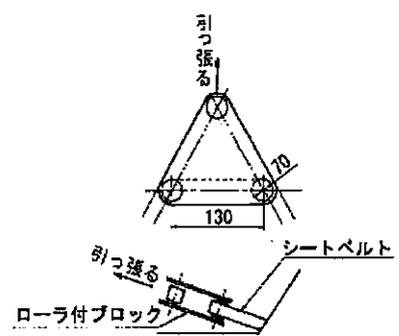
項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	(17) 揺動を手動で行うものにあつては（ロッキング機構を含む）、行きすぎて、座席が外れたり、それ以上揺動しないような機械的な限界機構を有すること。	(17) 目視、操作等により確認すること。

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
2 強度	<p>2 ラックの強度は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 背もたれ部位の強度試験を行ったとき、破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。</p>	<p>2 試験は、特に指定がない場合、取扱説明書どおり正常に組み立て、水平、平坦な床面上に設置して行うものとする。</p> <p>(1) ラック状態の背もたれ部位（リクライニング式のものにあっては、最も寝かした状態から1段上げた状態）の背もたれ上端中央部に、標準として幅 150mm、長さ 200mm のあて板を固定して、あて板上から質量 20kg の重錘を1分間載せる。負荷中及び除荷後に、異状の有無を目視、触感等により確認すること。</p> <p>また、いす兼用タイプにあっては、以下の試験も実施すること。背もたれを最も立てたいす状態の製品の前脚を固定し、背もたれ上端中央部に、背もたれに垂直になるように外側方向へ150N の荷重を1分間加える。除荷後、異状の有無を目視、触感等により確認すること。</p> <p>なお、高さ調節ができるものにあつては最高位状態で、揺動機構を有するものにあつては、静止位置に固定した状態で試験を行うものとする。</p> <div data-bbox="917 1496 1209 1758" style="text-align: center;"> </div> <p>図6 いす兼用タイプの背もたれ部位の強度試験</p>

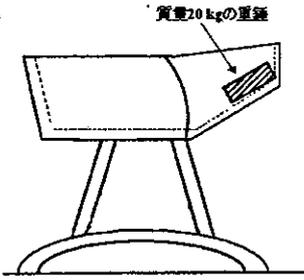
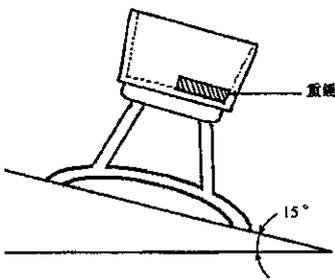
項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(2) 座部位の耐衝撃試験を行ったとき、調節高さの下降、破損、変形及び使用上支障がある異状がないこと。</p> <p>(3) 上方持ち上げ試験を行ったとき、破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。</p>	<p>(2) 座部位の中央部に、直径約200mmの円筒形の質量10kgの砂袋を、座上面に150mmの高さから250回繰り返し落下させた後、異状の有無を目視、触感等により確認すること。ただし、落下回数は毎分5回から15回とする。</p> <p>なお、いす兼用タイプにあっては、背もたれを最も立てた状態とし、揺動機構を有するものにおいては、静止位置に固定した状態で試験を行うものとする。また、高さ調節ができるものにおいては、最高位で試験を行い、調節された高さが下降することがないことも目視等により確認すること。</p> <div data-bbox="922 1048 1251 1375" data-label="Image"> <p>The diagram shows a cross-section of a seat with a tripod base. A vertical arrow labeled '10 kg' points downwards from the center of the seat's top surface, indicating the point of impact for the test.</p> </div> <p>図7 座部位の耐衝撃試験</p> <p>(3) 手すりを持って持ち上げらるおそれがある構造のものにおいては、座上面中央に、質量40kgの重錘を載せた状態で、両手すりの中央部位を幅約100mmのあて板を介して持ち上げ、1分間保持する。除荷後、異状の有無を目視、触感等により確認すること。</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(4) いす兼用タイプにあつては、いす時の足乗せ静荷重試験を行ったとき、転倒せず、かつ破損、変形及び使用上支障がある異状がないこと。</p>	<div data-bbox="927 320 1236 645" data-label="Image"> <p>The diagram shows a chair with a seat. A weight is placed on the seat, and an upward-pointing arrow is positioned above the seat, indicating the direction of the lifting force.</p> </div> <p data-bbox="927 689 1241 723">図 8 上方持ち上げ試験</p> <p data-bbox="837 779 1332 1081">(4) いす時の足乗せ上面中央部に、足乗せの面積の50%以上を占める形状の木製あて板を介して、300Nの荷重を加え、転倒がないことを目視により確認する。この状態で1分間放置する。除荷後、異状の有無を目視、触感等により確認すること。</p> <div data-bbox="879 1144 1289 1400" data-label="Image"> <p>The diagram shows a chair with a seat. A weight is placed on the seat. A wooden board is placed between the seat and the chair frame, supporting the weight.</p> </div> <p data-bbox="917 1444 1232 1478">図 9 足乗せ静荷重試験</p> <p data-bbox="459 1534 783 1792">(5) いす兼用タイプにあつては、いす時の手すり水平荷重試験を行ったとき、破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。</p> <p data-bbox="837 1534 1332 1702">(5) 手すり中央の上部位置に、200Nの水平外向きの荷重を1分間加える。除荷後、異状の有無を目視、触感等により確認すること。</p> <p data-bbox="847 1713 1332 1836">なお、試験は、両手すりに対して行うものとし、同時に行ってもよいものとする。</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(6) 前枠（テーブルを含む。）を有するものにあつては、前枠の静荷重試験を行ったとき、転倒せず、破損、変形及び使用上支障がある異状がないこと。</p>	<div data-bbox="906 309 1214 571" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="882 613 1321 645">図10 いす時の手すり水平荷重試験</p> <p data-bbox="874 703 1362 1178">(6) 前枠前方中央部位に幅120 mmのあて板を介して質量10 kgの重錘を静かに吊し、転倒がないことを目視により確認する。この状態で1分間放置し、除荷後、異状の有無を目視、触感等により確認すること。ただし、テーブルにあつては、その前方中央部に、標準として長さ150 mm、幅120mm、厚さ70mmの鋼製重錘を置き、同様に試験を行うものとする。</p> <p data-bbox="906 1193 1362 1402">また、同様の寸法のあて具を介して、同位置に対して、上方及び外れる方向に100 Nの力を10秒間加えたとき、異状の有無がないことを目視、触感等により確認すること。</p> <p data-bbox="906 1417 1362 1626">なお、高さ調節ができるものにあつては最高位状態とし、揺動機構を有するものにあつては、所定の静止位置に固定した状態で試験を行うものとする。</p> <div data-bbox="963 1653 1305 1906" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="963 1951 1315 1982">図11 テーブルの静荷重試験</p>

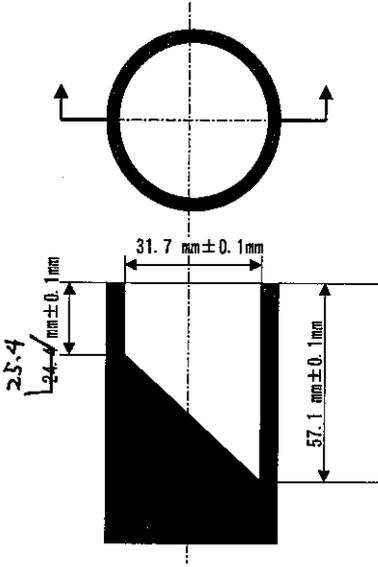
項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(7) 股ベルト又は股フレームの水平荷重試験を行ったとき、破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。</p> <p>(8) シートベルトの保持強度試験を行ったとき、締付けの緩み、ベルトの切断、縫糸の切れ、かしめの外れ等がないこと。</p>	<p>(7) 脚部を固定し、股ベルトの中央部に直径 25 mm の丸棒を介して外側方向へ150 N の荷重を毎秒約1回の速度で20回繰り返し引っ張る。その後、300N の引張荷重を水平外向きに1分間加え、除荷後、異状の有無を目視、触感等により確認すること。</p> <p>(8) ローラ付きブロックを用い、シートベルト（肩ベルトを装着した状態）を任意の長さに調整し、ベルト表面に直角方向にローラ付きブロックを300Nの力で引っ張り、異状の有無を目視、触感等により確認すること。</p> <p>なお、ローラは、自由に回転することができ、試験中シートベルトは、ローラ以外に接触しないこと。</p> <p style="text-align: right;">単位：mm</p>  <p style="text-align: center;">図12 シートベルトの保持強度試験</p>
3 ストップの固定性	3 車輪にストップを有するものは、ストップの固定強度試験を行ったとき、車輪が回転しないこと。	3 座面中央部に、質量40kgの重錘を載せ、ストップをきかせ、乾燥した合板で作った10°の傾斜台に静置したときに、車輪の回転がないことを目視にて確認すること。

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
4 折り畳み性	4 折り畳み構造を有するものにおいては、荷重により折り畳まれないこと。	4 水平な床面に静置した状態で、折り畳む方向に300Nの荷重を加えたとき、折り畳まれないことを確認すること。
5 安定性	<p>5 ラックの安定性は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 後方安定性試験を行ったとき、転倒しないこと。</p>	<p>5 以下の安定性試験は、特に指定されることがなければ、キャストの回転を固定し、自在輪においては自在駆動を固定した状態で試験するものとする。ただし、自在輪の自在駆動を固定できないものにおいては、最も不利な条件に設置して、試験を行うものとする。</p> <p>(1) 以下の状態で、後方に転倒しないことを目視により確認すること。</p> <p>①ラック時</p> <p>ラック状態の製品に対し、最も背を寝かした状態の背もたれの最上部（ヘッドレストを有する場合は、ヘッドレストに重錘上部が接する位置）に、質量20kgの重錘^(注1)を設置する。この状態で後方に転倒しないことを目視により確認すること。ただし、高さ調節ができるものにおいては最高位状態で、揺動機構を有するものにおいては、固定機構を解除した状態で試験を行うものとする。</p> <p>②いす時</p> <p>いす兼用タイプにおいては、いす時の製品に対し、座と背もたれ（リクライニング式の場合は最も立てた状態）との接触中央部に質量20kgの重錘^(注1)を固定する。この状態で、20° 後方に傾斜させ、転倒しないことを目視により確認すること。ただし、高さ調節ができるものにあ</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(2) 側方安定性試験を行ったとき、転倒しないこと。</p>	<p>っては、最高位状態で試験を行うものとする。 (注1) 直径200mm、高さ80mm の鋼製円柱形状とする。</p>  <p>質量20kgの重錘</p> <p>図13 ラックの後方安定性試験</p> <p>(2) シートの中央部位における側壁又は手すりとの接触部に質量20kg の重錘^(注1)を固定した状態で15° 側方に傾斜させたとき、転倒しないことを目視により確認すること。ただし、リクライニング式のものにあつては、最も背を立てた状態とし、このとき、重錘は座部の中央部位に設置するものとする。また、高さ調整できるものにあつては最も高い状態で行うこと。</p>  <p>重錘</p> <p>15°</p> <p>図14 側方安定性試験</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(3) いす時の前方安定性試験を行ったとき、転倒しないこと。</p>	<p>(3) 図15に示すように、座面前縁中央部に質量20kgの重錘^(注1)を固定した状態で、15°前方に傾斜させたとき、転倒しないことを目視により確認すること。ただし、リクライニング式のものにあつては、最も背を立てた状態とし、高さ調節ができるものにあつては最高位状態とする。揺動機構を有するものにあつては、固定機構を解除した状態で試験を行うものとする。また、ここでいう座面には、ラック時に使用する足乗せ用延長シート部位は、含まないものとする。</p> <div data-bbox="949 996 1276 1265" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">図15 前方安定性試験</p>
<p>6 材料</p>	<p>6 ラックの材料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 木材及び木質材料には著しい割れ、くされ、虫食い、反り、狂い等がないこと。</p> <p>(2) 木材の含水率は15%以下であること。</p>	<p>6 (1) 目視、触感等により確認すること。</p> <p>(2) 電氣的測定方法等により確認すること。</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(3) 耐食性材料以外の金属材料は防せい処理が施されていること。</p> <p>(4) 合成樹脂製部品及び合成樹脂製塗料で塗装した部品にあっては、有害物質を含有しないこと。</p> <p>(5) 繊維材料からは、ホルムアルデヒドの溶出がないこと。</p>	<p>(3) 防せい処理が適切であることを目視及び触感等により確認すること。</p> <p>(4) 食品衛生法に基づく厚生省告示第370号第4おもちゃの規定によること。ただし、確認は、試験成績書によること。</p> <p>(5) 家庭用品を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく昭和49年厚生省令第34号別表第1ホルムアルデヒドの項に規定する基準に適合していることを確認すること。ただし、確認は、試験成績書によること。</p>
7 付属品	<p>7 ラックの付属品は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 付属品は、ラックの安全性を損なうものであってはならない。</p> <p>(2) シート周辺に装着される付属の小部品等は、外れた場合に誤飲する大きさではないこと。</p>	<p>7. (1) 傷害を与えるような突起、先鋭部、ばり、めっきのびり等の有無、機能等を目視、触感等により確認すること。</p> <p>なお、取り付けて使用する付属品にあっては、それを取り付けた状態で、この基準に規定される安定性試験等を実施し、各項目に適合することを確認すること。ただし、付属品の有無に抵触しない項目にあってはこの限りではない。</p> <p>(2) 分解された小部品の各々が下図に示すシリンダに抵抗なく入り込まないことを確認すること。</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
		 <p data-bbox="890 929 1342 965">図16 小部品の誤飲性確認シリンダ</p>

4 表示及び取扱説明書

ラックの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

表 2

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
1 表示	<p>1 製品には、容易に消えず、かつ剥がれにくい方法で次の事項を表示すること。ただし、(3) から(6)については、その主旨を見やすい箇所に表示すること。また、その製品に該当しない事項は省略してもよい。</p> <p>(1) 申請業者名又はその略号。</p> <p>(2) 製造年月日若しくは輸入年月日又はその略号。</p> <p>(3) 取扱説明書を必ず読み、正しく使用すること。</p> <p>(4) 使用対象範囲と身体保持上の注意 例. 「ラックの使用年齢範囲は、新生児からおすわりができるまで（標準として7月）であり、最大使用体重は(9)kgです。保護者の目の届く範囲で使用し、絶対に乳幼児を一人で放置しないこと。また、一時的なお昼寝</p>	<p>1 表示の消えにくさ、剥がれやすさ及び必要な項目の有無を目視、触感等で確認すること。</p> <p>なお、(3) から(6)の表示項目は、安全警告標識(△)を併記し、目立つ色彩を用いるなどしてより認知しやすいものであることを確認すること。また、文字の大きさは4.9mm以上の大きさ(縦寸法)の「警告」、「注意」などのシグナルワードを併記し、目立つ色彩を用いるなどしてより認知しやすいものであることを確認すること。</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>などには使用できませんが、夜間就寝用などのように長時間のベッドとしての使用はしないこと。なお、使用時には、必ず肩ベルトを含む身体保持機構を使用すること。」</p> <p>(5) いすとしての使用時の使用年齢範囲と身体保持上の注意 例、いすとしての使用は、腰が据わってから（おすわりができるようになってから）48月（最大使用体重18kg）までです。必ず保護者が付き添い、絶対に乳幼児を一人で放置しないこと。また、最低36月までは必ず身体保持機構を使用すること。</p> <p>(6) 使用上の注意 (a) 乳幼児を乗せたまま、製品を持ち上げたり、高さ調節をしないこと。 (b) 座面及び足乗せに立たせないこと。 (c) 前枠（テーブルと兼用の場合を含む）</p>	

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>及び手すりから身体を乗り出させないこと。</p> <p>(d) 外から力をかけると転倒の危険性があること。特に、乳幼児が乗っている場合は注意すること。また、乳幼児が乗っていない場合を含み、他の幼児が外から手をかけたり、よじ登ったりしないよう注意すること。</p> <p>(e) 激しく揺動させないこと（手動式に限る）。</p> <p>(f) 揺動は、保護者が行い、必ず付き添っていること。また、繰り返し揺動時間の目安は、15分間であり、それ以上の揺動は避けること。</p> <p>(g) 揺動機構は、ラック時のみの機能であり、いす時には使用しないこと。</p>	
2 取扱説明書	2 製品には、次に示す主旨の取扱上の注意事項を明示した説明書を添付すること。ただし、(1)は取	2 専門用語等が使用されず、一般消費者が容易に理解できるものであることを確認すること。

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>取扱説明書の表紙などの見やすい箇所に表示し、(2)及び(3)は図などを併記して理解しやすいものとし、(4)、(5)及び(8)は、安全警告標識等を併記してより認知しやすいものとする。なお、その製品に該当しない事項は、省略してもよい。</p> <p>(1) 取扱説明書を必ず読み、読んだ後保管すること。</p> <p>(2) 組立て式（取外し式の部品を含む）のものは、その組立ての要領及び注意。</p> <p>(3) 高さ等の調節方法、固定部等の操作方法</p> <p>(4) 使用年齢範囲と身体保持上の注意 例．「ラックの使用年齢範囲は、新生児からおすわりができるまで（標準として7月）であり、最大使用体重は(9)kgです。保護者の目の届く範囲で使用し、絶対に乳幼児を一人で放置しないこと。また、一時的なお昼寝などには使用できませんが、夜間就寝用な</p>	

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>どのように長時間のベッドとしての使用はしないこと。なお、使用時には、必ず肩ベルトを含む身体保持機構を使用すること。」</p> <p>(5) いすとしての使用時の使用年齢範囲と身体保持上の注意</p> <p>例. いすとしての使用は、腰が据わってから（おすわりができるようになってから）48月（最大使用体重18kg）までです。必ず保護者が付き添い、絶対に乳幼児を一人で放置しないこと。また、最低36月までは必ず身体保持機構を使用すること。</p> <p>(6) 屋内用である旨。</p> <p>(7) 身体保持機構の説明 取付方法、調整方法等。また、いす兼用時など肩ベルトを使用しない場合は取り外しておくべきこと。</p> <p>(8) 使用上の注意</p> <p>(a) 踏み台、台車、遊具などのように、用途外使用は行わない</p>	

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>こと。</p> <p>(b) 乳幼児を乗せたまま、製品を持ち上げたり、高さ調節をしないこと。</p> <p>(c) 折り畳み式のいすにあつては、保護者が組立て及び折り畳みを行うこと。</p> <p>(d) 座面及び足乗せに立たせないこと。</p> <p>(e) 前枠（テーブルと兼用の場合を含む）、手すりから身体を乗り出させないこと。</p> <p>(f) ストープ等の危険物の付近では使用しないこと。</p> <p>(g) 乳幼児が足乗せを踏み台にしていすに乗り降りする場合は、バランスを崩すと危険であるため、保護者が付き添うこと。</p> <p>(h) 外から力かけると転倒の危険性があること。特に、乳幼児が乗っている場合は注意すること。また、乳幼児が乗って</p>	

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>いない場合を含み、他の幼児が外から手をかけたり、よじ登ったりしないよう注意すること。</p> <p>(i) 乗り降りする際など、バランスを崩すことがあるので、移動時以外はキャスタは固定しておくこと。</p> <p>(j) 車輪、キャスタは、平らな床面上での簡易な移動や向きを変えたりするためのものです。そのため、傾斜のある場所や段差のある場所で車輪、キャスタによる移動などはしないこと。</p> <p>(k) 激しく揺動させないこと（手動式に限る）。</p> <p>(l) 揺動は、保護者が行い、必ず付き添っていること。また、繰り返し揺動時間の目安は、15分間であり、それ以上の揺動は避けること。</p> <p>(m) 揺動機構は、ラック時のみの機能であ</p>	

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>り、いす時には使用しないこと。いす時に使用した場合、テーブル等との間に手足等を挟んだり、乗り降り時に不安定になったりするため。特にふざけて使用した場合、転倒などの危険性がある旨。</p> <p>(9) 日常の点検、保守、清掃などに関する説明。</p> <p>(10) 販売時製品に付属されているものの取扱注意。 例えば、ビニール袋、梱包材など。</p> <p>(11) 修理、廃棄に関する注意事項</p> <p>(12) S G マーク制度は、ラックの欠陥によって発生した人身事故に対する補償制度である旨。</p> <p>(13) 製造事業者、輸入事業者又は販売事業者の名称、住所及び電話番号。</p>	